

令和6年度「地域企業と連携した次代の京都の担い手育成事業」運営業務委託仕様書

1 委託業務名

令和6年度「地域企業と連携した次代の京都の担い手育成事業」運営業務

2 委託期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

3 委託料の上限

金4,500,000円

※ 消費税及び地方消費税相当額を含む。

※ 本業務の実施に係る費用は、全て、上記委託金額の範囲内とする。

4 委託業務の目的

「大学のまち・学生のまち京都」の大学・短期大学等で学んでいる留学生を含む学生（以下、「学生」という。）に、「就職活動前」の早い段階から京都市内に本社や支店を有する多様な地域企業（以下、「地域企業」という。）が出会うきっかけづくりの機会の提供を通じ、学生に地域企業が持つ特色や強み（オリジナルの付加価値）に興味・関心を持ってもらうとともに、学生の将来的な京都での就職・定住に向けた気運の醸成を図る。

5 委託業務の内容

- (1) 「就職活動前」の早い段階から学生と地域企業が出会い、地域企業が持つ特色や強み（オリジナルの付加価値）に興味・関心を持ってもらうきっかけづくりの機会の提供

以下のすべての留意点を踏まえ、最終的な業務の詳細は京都市との協議・同意を経て決定するものとする。

【留意点】

- ・ きっかけづくりの機会の提供に際しては、単なる座学や懇談にとどまらず、地域企業の現場訪問をはじめ、地域企業が直面しているリアルな課題を題材にした学生目線での企画提案などの手法を効果的に織り交ぜ、参加学生が地域企業の特色や強みを理解し、興味・関心を高め、将来的な京都での就職・定住に向けた機運の醸成に寄与するように工夫して設計すること。また、特定の業種に偏らず、多様な地域企業の参加が得られるようにすること。
- ・ 京都市内の大学や他の行政機関等が個別に実施している類似の取組との差異化を図ること。
- ・ 多様な学生及び地域企業の参加が見込めるよう、実施時期に留意しつつ、年間を通じ、複数回の取組を実施すること。
 - ※ 取組期間については1日完結型、または短期（数日）から中期（3か月程度）の併用を考慮すること。
- ・ 学生と地域企業で活発で密度の濃いやり取りを促すため、各回の募集定員は5名以上～10名以内を目安とすること。
- ・ 取組内容が充実するよう、参加学生を対象にした事前学習、事後学習等を必要に応じて実施すること。
- ・ 今後の事業の参考とするため、参加学生へのアンケート調査を行うこと。

- ・ 学生への事前指導・助言、事後フォローや地域企業との円滑な連絡・調整を行うため、専任のコーディネーターを1名以上配置すること。
 - ・ 地域企業との連携に際しては、京都市のWebサイト「京のまち企業訪問」に掲載されている各社との連携を優先すること。
- (2) ミーティング場所の確保
- 参加学生が日常的にミーティングを行える場所を京都市内に確保すること。
- (3) 京都市との事前協議・進捗報告
- 実施にあたっては、事前に京都市に実施計画を示し、了承を得たうえで進めること。また、進捗状況を適宜（最低月1回）報告すること。
- (4) 統計資料の取りまとめ
- 本業務に関する各種統計資料の取りまとめを行い、京都市の求めに応じて適宜報告すること。

6 業務実施体制

- ・ 本業務の進捗を管理する責任者を明確にしておくこと。
- ・ 学生への事前指導・助言、事後フォローや地域企業との円滑な連絡・調整を行うため、専任のコーディネーターを1名以上配置すること。
- ・ 会計等の庶務に関する担当者を明確にしておくこと。

7 再委託の禁止

受託者は、この契約に係る義務の履行を第三者に委託し、この契約に係る権利を譲渡し、又はこの契約に係る義務を第三者に継承させてはならない。ただし、業務の一部について、あらかじめ文書により本市が認めた場合はこの限りではない。

8 実績報告

委託業務完了後、ただちに委託業務完了届を京都市へ提出すること。また、委託業務が完了してから30日以内に、事業の実施内容や参加人数等の詳細を記載した実績報告書及び収支報告書を以下の部数、提出すること。

実績報告書 5部（別途、電子データでも提出）、収支報告書 1部

9 支払い方法等

委託料の支払は、原則として、実績報告書の受領後、請求に基づく後払いとする。ただし、受託者から申し出があった場合は協議のうえ、決定する。また、契約金額には、本業務において発生する付帯作業にかかる費用をすべて含み、追加費用は一切請求できない。

10 その他留意事項

(1) 協議事項

業務遂行に際し、疑義が生じた場合及び本仕様に定めのない事項については、本市と協議し、その指示に従うこと。

(2) 個人情報の保護

受託者が本業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、京都市個人情報保護条例に基づき、漏えい、改ざん、滅失及びき損等がないよう取扱いに十分注意し、適正に管理すること。また、受託者は、契約期間中および契約期間後において、本業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。